

議案第49号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

南あわじ市福祉医療費助成条例（平成17年南あわじ市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 地方税法附則第5条の4第5項その他内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南あわじ市福祉医療費助成条例の規定は令和8年4月1日から適用する。

南あわじ市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第4条 略 (所得による給付制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する所得割の額の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地方税法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第6条以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (所得による給付制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する所得割の額の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地方税法附則第5条の4第5項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第6条以下 略</p>	

